

# 溶着用防災ラベル交付に係る実施要領

制定 平成 9年10月28日

最終改正 平成13年 1月 1日

この実施要領は、「防災ラベル等取扱い並びに品質管理に関する規程」第4条第1項に基づき、工事用シートラベル（溶着用）（以下「溶着用ラベル」という。）交付に際しての、溶着技術確認に関する手続き等を定めるものとする。

（溶着用ラベルの交付対象）

1 溶着用ラベルは、「メッシュシート等溶着の困難なもの以外の工事用シート」について交付を行う。

（溶着技術の確認）

2 溶着技術の確認は、次によるものとする。

（1）溶着用ラベルの交付に際しては、事前に確認依頼書とともに溶着試作品5点の提出を求め、

① ラベル外縁部に未溶着部分がないことを確認する。

② 任意の3点について公的機関に依頼し JIS K6328(1995年)（ゴム引布）に準拠する測定方法で所定の剥離強度（ラベル中央部で29.4N以上）を有することを確認する。

（2）溶着技術の確認結果については、依頼者へ通知する。

（溶着用ラベル交付の中止）

3 溶着用ラベルの交付後、溶着品が市場においてラベルの剥離を生じた場合、又は、抜取・試買時の検査でラベルの溶着不良が判明した場合は、当該交付先に対し溶着用ラベルの交付を中止する。